

---

株券等の公開買付けに係る顧客カードの整備及び地場受け・地場出し規制について

－営業ルール照会制度に基づく照会及び回答－

---

日証協・平 19. 10. 31

---

本協会は、株券等の公開買付けに係る顧客カードの整備及び地場受け・地場出し規制について、10月31日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者及び特別会員内部管理統括責任者に通知(日証協(自)19第53号)した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

I. 照会事項

- 1 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等の公開買付け(以下「公開買付け」という。)において、当社が公開買付代理人となった場合、当社に口座を持たない顧客は、当社に口座を開設し、公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みを行うこととなる。

当該顧客が、その申込みを行うことのみを目的とし、その後の継続的な取引を望まないため、公開買付け終了後速やかに当該口座を閉鎖する場合にあっては、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下「投資勧誘規則」という。)第5条第1項各号に掲げる事項をすべて満たした「顧客カード」の整備は必要ないと解してよい(ただし、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に規定する「本人特定事項」に相当する同項第1号から第3号に掲げる事項は除く)。

【照会事項に対する当社の考え方及び照会理由】

投資勧誘規則第5条において、協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家を除く。以下同じ。)について、同条第1項各号に掲げる事項を記載した「顧客カード」を備え付けなければならないものとされている。

当該規定の趣旨は、協会員が、顧客の投資目的や資産の状況といった顧客属性を把握することにより、顧客の意向や実情等に適合した適正な投資勧誘を行うことを確保することにあると考える。

当社が、公開買付けに係る公開買付代理人となり、当社に口座を持たない顧客から、公開買付けに係る株券等の売付けの申込みを受託する場合において、当該顧客が、その申込みを行うことのみを目的とし、その後の継続的な取引を望まないため、公開買付け終了後速やかに当該口座を閉鎖する場合にあっては、当社はその申込みを受託するに過ぎず、当社から投資勧誘を行うこともない。

よって、投資勧誘規則第5条の規定の趣旨に鑑み、例えば、「投資目的」や「資産の状況」といった事項については、その記載を省略することができるものとする。

【照会事項】

- 2 会員の役職員が行う公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みは、「協会の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第7条第1項並びに同条第3項第4号及び第5号の規定に該当しないと解してよいか。

【照会事項に対する当社の考え方及び照会理由】

従業員規則第7条第1項及び第3項第5号の規定において、会員及びその役職員は、他の会員の役職員から当該他の会員の書面による承諾があるとき及び金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引を除いて、有価証券の売買その他の取引等の注文を受託してはならないこととされている。また、従業員規則第7条第3項第4号において、会員の役職員は、所属会員の書面による承諾を受けないで、他の会員に有価証券の売買その他の取引等(金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引を除く。)の注文を出してはならないこととされている。

この趣旨は、会員の役職員による投機的な売買、インサイダー取引及び顧客株券等の横領による取引といった不公正な取引の未然防止を図ることにあると考える。

しかしながら、公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みについては、投機的な売買やインサイダー取引に繋がることは考えにくく、また、顧客株券等の横領による取引の未然防止という観点からも、受託側会員において、顧客からの持込み株券等については、既に、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づく本人確認や本人名義以外の株券の持込みは、原則として受け入れを行わないこととする等の手続きが確立されており、当該各規定の趣旨を逸脱するものではないと考える。

Ⅱ. 照会事項1、2に対する回答

貴見のとおり取り扱われて差し支えない。

以 上